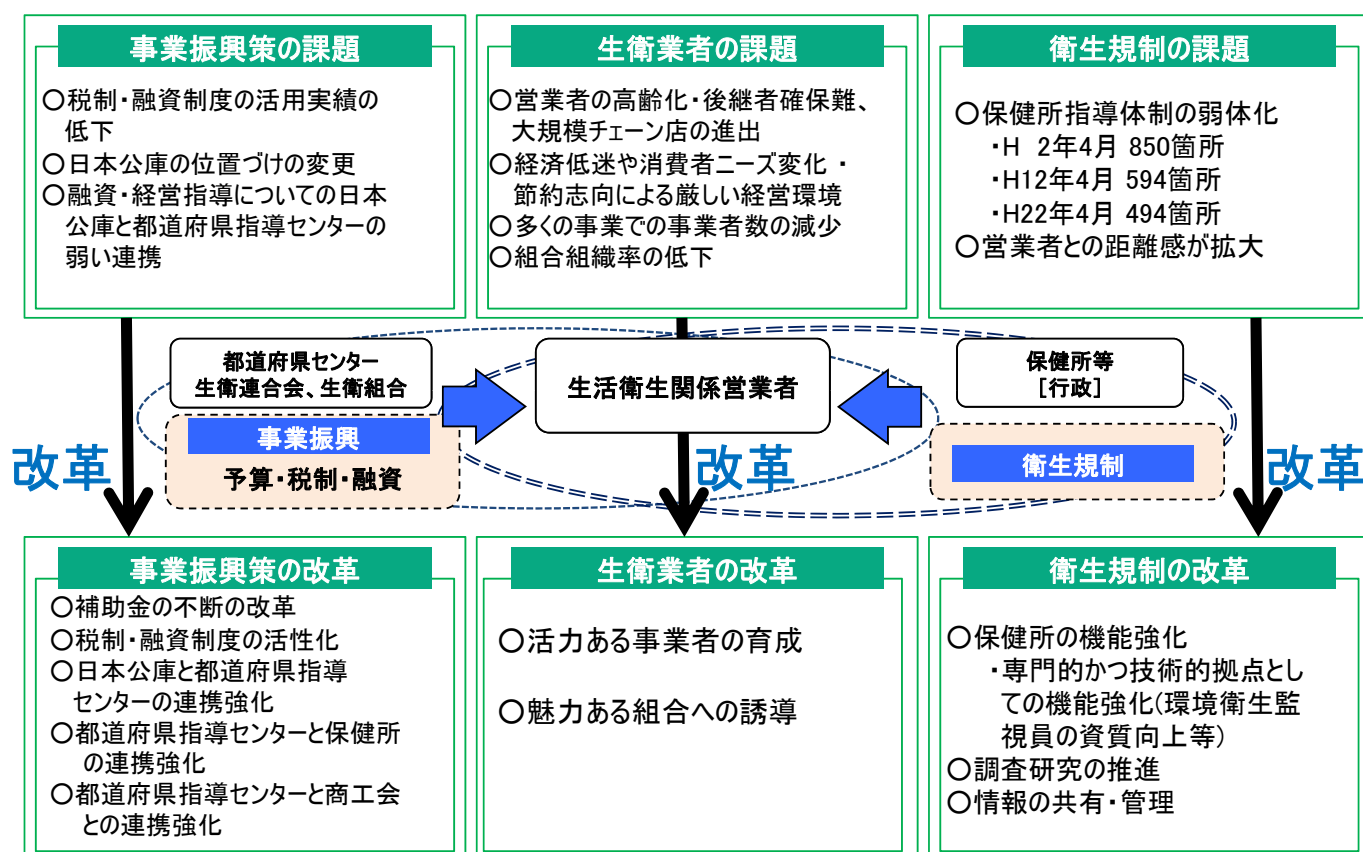


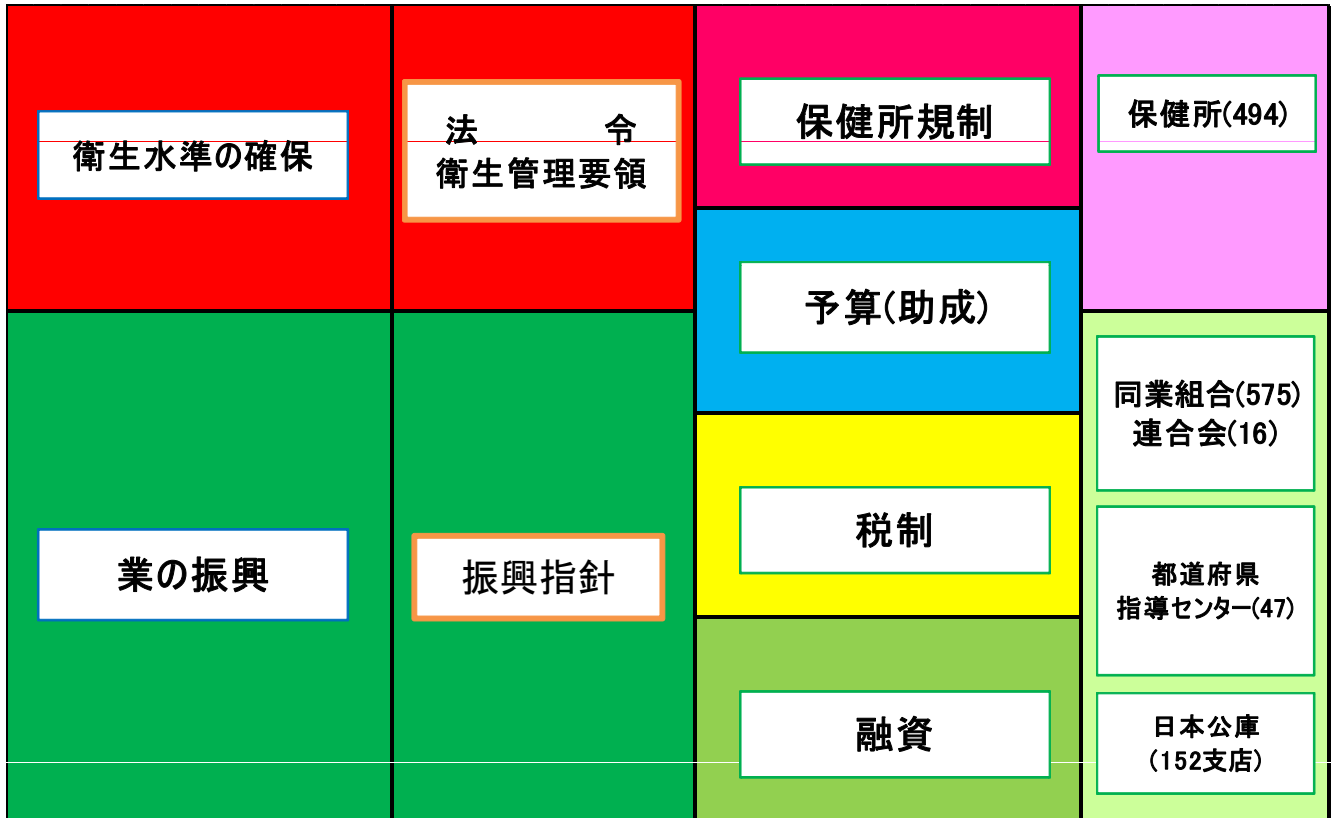
全国健康関係主管課長会議

健康局 生活衛生課

生活衛生関係営業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性



生活衛生関係営業の規制・振興の枠組み



生活衛生関係営業に係る検討会等一覧

平成23年1月末現在

	課 題	目 標
○生活衛生関係営業の振興に関する検討会 (平成22年9月～)	生活衛生関係営業の規制・振興方策について総合的に検討	報告書とりまとめ・公表(7月頃)
・生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討WG (平成23年2月～)	税制及び融資の活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方などを総合的に検討	融資の新制度の実施要領制定(3月) 報告書とりまとめ(7月頃)
・生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討WG (平成23年2月～)	審査・評価委員会の在り方や事業評価の方法などを総合的に検討	報告書とりまとめ(3月) (交付要綱等へ反映)
・クリーニング師研修等事業WG (平成22年10月～12月)	研修等事業の在り方や研修内容等の検討 研修及び業務従事者講習の受講の促進	報告書とりまとめ(1月)
・管理理容師・管理美容師指定講習事業WG (平成22年10月～12月)	講習事業の在り方や研修内容等の検討	報告書とりまとめ(1月)
○審査・評価委員会(仮称) (平成23年4月～(予定))	補助事業の評価指標の設定、事業評価の実施及び補助金の仕組みの改革に向けた持続的な提言等を行う	23年度事業の審査(4月頃)
○生活衛生関係営業等衛生問題検討会	旅館業における規制緩和を検討 衛生管理要領の改正を検討	旅館業の規制緩和のとりまとめ(5月頃)
○地域保健対策検討会 (平成23年2月～(議論を再開))	保健所の機能強化方策等の検討	検討会のとりまとめ(夏頃)
○厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	振興指針の策定	食肉販売業及び氷雪販売業に係る振興指針目標策定(2月1日)
○厚生科学審議会生活環境水道部会	建築物の衛生対策に関する事項の審議	規則等見直しの必要に応じて審議
○ホテル・旅館の税制に関する検討会 (観光庁、関係団体と共同開催)(平成23年1月～)	ホテル・旅館に関する税制改正(固定資産税)を検討	税制改正内容とりまとめ(7月頃)

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書〈概要〉(H22.12.24公表)

生衛業の現状

- △ 営業者の高齢化、後継者確保難。大規模チェーン店の進出
- △ 消費者の節約志向、事業者数の減少、組合の組織率低下

過去の教訓

- △ 現場の求める必要性に即応しない予算配分
- △ 事業者への支援の弱体化

事業仕分け

- △ 説明責任を果たし、効果的な仕組みで実施すべき
- △ 単なる看板の掛け替えではない事業内容の見直しを行うべき

・生衛業が本来有する成長力を発揮し、国民生活の安心と希望を確保する必要
・事業仕分けの指摘内容に沿って改革する必要

国民の納得が得られる改革を実行

1. ムダづかいを根絶し、持続可能な力強い生衛業を育てる

平成23年度予算(案)での対応

- ✓ 事業の有効性・効率性の観点から総点検 → ・まちおこし推進事業等の廃止、事業・人件費の効率化
- ✓ 思い切ったメリハリ付け → ・シンクタンク機能強化、消費者保護・後継者育成の強化
・経営指導員の適材適所、受益者支援の拡充
- ✓ 事業仕分けの指摘内容を確実に実施 → ・評価指標の設定、事業評価の実施、
・役割分担の明確化(国と県、商工会との機能分担)

2. 生衛業の更なる振興と国民生活の向上に向けた取り組み

平成23年1月より速やかに検討開始

- ✓ 規制・振興方策の双方を強化 → ・ニーズ変化や地域の実情に機動的に対応できる衛生対策を検討
・科学的な根拠に基づいた指導方策について検討
・予算・税制・融資を一体的に改革
- ✓ 規制・振興方策の連携を強化 → ・都道府県の規制部門との問題意識の共有
・基盤整備の推進(調査研究の推進、情報の共有・管理)

※今後、検討会で更に推進 ①事業評価・税制・融資 → 「生活衛生関係営業の振興に関する検討会WG」
②衛生対策 → 「地域保健対策検討会」

第1次報告書①(都道府県生活衛生営業指導センター部分)

改革の具体的方策

○消費者保護、後継者育成支援への対応強化

- ・消費者保護に対する相談支援を効果的に実施する仕組みを強化するなど、充実を図るべき
- ・後継者育成支援事業での取り組みを更に促進すべき
- ・地域の商工会など各種支援機関との連携策についても検討すべき

○総合調整機能の強化

- ・高度かつ専門的な知恵、ノウハウ、ネットワークにより個々の事業者の強みを活かすことのできる総合調整機能(ハブ機能)の役割を都道府県センターが果たしていくことが重要
- ・ITを有効に利活用した経営を実践できるよう、必要な支援を積極的に行うことが望まれる

具体的な補助金の改革

○都道府県センターの経営指導員の適材適所な配置が徹底されるよう、都道府県に要請

- ・経営戦略や資金調達(融資)等の経営課題について、マーケティング、法務・財務・税務等の専門的見地からきめ細かくサポートできる知識・経験を有する者を配置すべき
- ・都道府県OBの斡旋ではなく、公募方式を導入し、業務についての専門知識、業務経験を公平・公正に評価した採用を実施すべき

第1次報告書②（都道府県生活衛生営業指導センター部分）

具体的な補助金の改革

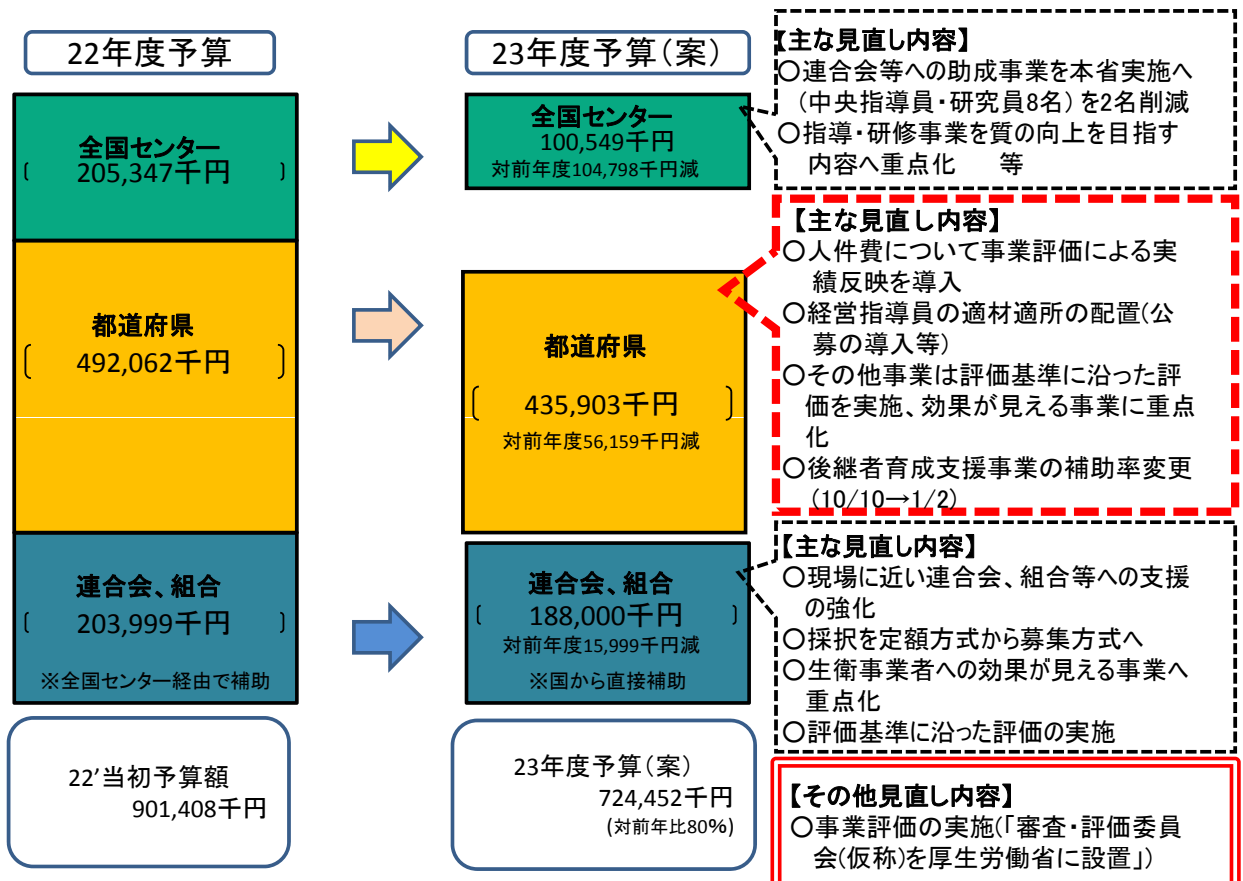
○事業の効率化

- ・後継者育成支援事業については現場に近い都道府県センターが地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう、都道府県センター事業に転換すべきである。その際は、地方公共団体に応分の負担を求めるべきである
- ・相談指導事業は、弁護士・税理士等の専門相談指導を除き経費を削減し、国の補助対象は事業評価に結びつく相談指導に重点化すべきである
- ・その他の事業については、評価基準に沿った評価を実施し、効果が見える事業に重点化すべきである
- ・役割を終えた活性化事業（まちおこし推進事業等）は廃止し、都道府県センターが地域の実情に応じて実施する事業については、事業評価の仕組みを取り入れて実施すべきである。
- ・人件費の効率化を図るべきである

○評価指標の設定、事業評価の実施

- ・補助金の事業の実施に当たっては、達成する成果（アウトカム）を具体的に分かりやすく明示し、その達成度をできるだけ客観的に検証することの出来るよう「評価指標」を定め、事業（政策効果）を定期的に評価し、その検証結果を政策立案・運営に適切にフィードバックを実施することを通じて、事業の改善に向けた持続的な取り組みが行われる仕組みを整備し、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要である

平成23年度生活衛生関係営業予算（案）の概要



平成23年度税制改正大綱（12月16日閣議決定）

生活衛生同業組合等が設置する
共同利用施設に係る特別償却
制度の適用期限の延長
〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%（現行8%）に引き下げた上、その適用期限を1年延長します。
なお、本制度のあり方については、検討事項に明記します。

※検討事項

共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います。

クリーニング業における公害防止用
設備に係る特別償却制度の適用
期限の延長
〔法人税〕

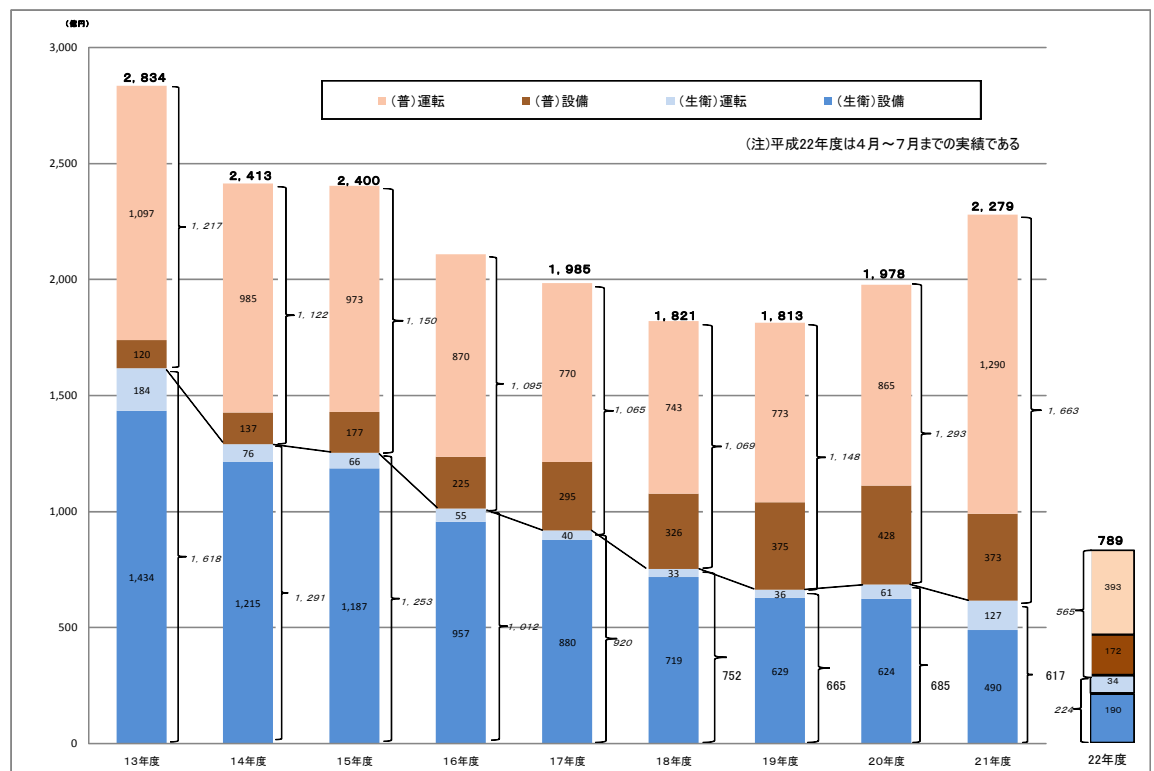
公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長します（所得税についても同様とします。）。

ホテル・旅館の建物に係る固定資
産評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。

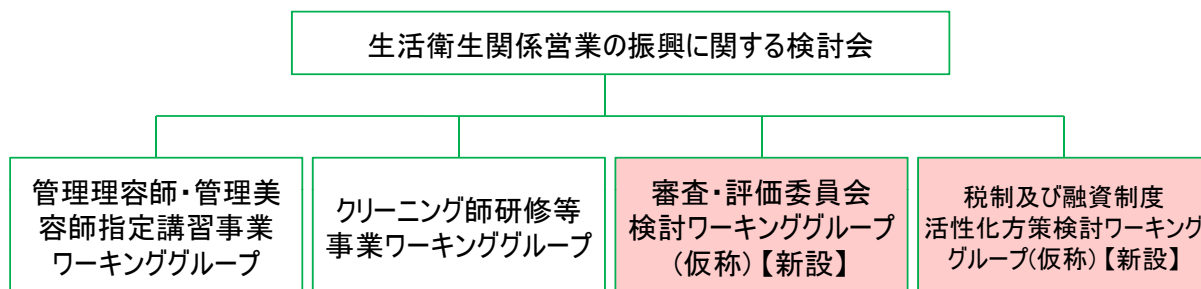
減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要

（生活衛生関係者に対する貸付の規模）



「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応

「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の組織体系



（１）審査・評価委員会検討ワーキンググループ（仮称）

○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」において「生活衛生関係補助金の改革案」に係る検討を進め、「審査・評価委員会（仮称）」での対応を盛り込んだことを受け、事業評価制度の実施に向けて、「審査・評価委員会（仮称）」の在り方や事業評価の方法などを検討する。（平成23年3月を目途に結論）

（２）税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ（仮称）

○我が国の国民生活を支える生衛業が、税制及び融資等の政策支援制度を活用して経営の健全化が適切に図れるよう、現状の活用状況を踏まえ、活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方など総合的に検討を進める。（平成23年6～7月を目途に結論）

第6回 生活衛生関係営業の振興に関する検討会

平成23年1月20日

資料8

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書 概要（案）

研修等の現状

制度の目的

- ・事故防止
- ・消費者（利用者）利益の保護
- ・経営の健全化

制度の仕組み

- ・クリーニング師（都道府県知事免許）が3年に一度受講（4時間）
- ・受講率が67%（平成4～6年度）から32%（平成19～21年度）に低下

事業仕分け （平成22年5月）

廃止（国による研修義務付けの見直し）

- 制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、品質向上は業界内で行えばよい
- 国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する

○毎年のように発生する衛生、環境、技術、法令等の環境変化や消費者のサービスへの期待に適切に対応すべき
○研修義務づけの前提として以下の改革を行う

	現行	改革案
資格の性格	衛生関係及び洗濯物の処理	同左。顧客の苦情への適切な対応や経済・環境面の課題への適応が必要
配置基準	各クリーニング所にクリーニング師配置。業務従事者講習は5名に付き1名以上受講	同左。取次所等にもクリーニング師又は業務従事者講習受講者を配置する現行の取扱いを厳格に確認
資格者氏名の明示	なし	明示。顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	クリーニング師全員の研修受講義務。 実態は、受講率32%と低迷	各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底。今後2年間で受講率大幅向上を図る

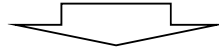
管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ 報告書 概要(案)

指定講習の
現 状

- 理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 常時2人以上の理容師、美容師が従事する理容所又は美容所に管理者として配置

事業仕分け
(平成22年5月)

- 廃止(管理理容師・管理美容師講習の廃止)
- 理容師・美容師が2名になる時に講習を受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直し



○今後、複雑化する衛生課題に国民の安全・安心を図る観点から、事業所の「衛生管理者」としての位置づけを明確にすべく以下の改革を実施

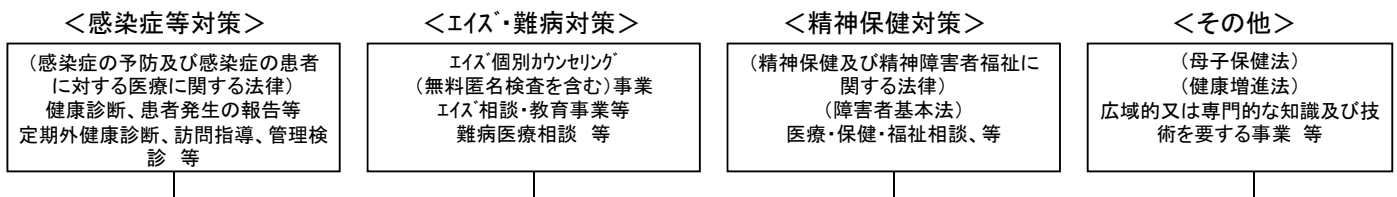
	現行	改革案
資格の性格	「他の従業者を管理する者」	事業所の「衛生管理者」
配置基準	常時2名以上の事業所に1名	・規模を問わず全事業所に1名 ・法改正を待たず改革の実質的な実施を図る ・地方で1人で営業する理容師、美容師等が受講しやすい経過措置を検討
資格者氏名の明示	なし	明示。顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	なし	なし。生涯教育、経営研修は任意

「地域保健対策検討会」での対応

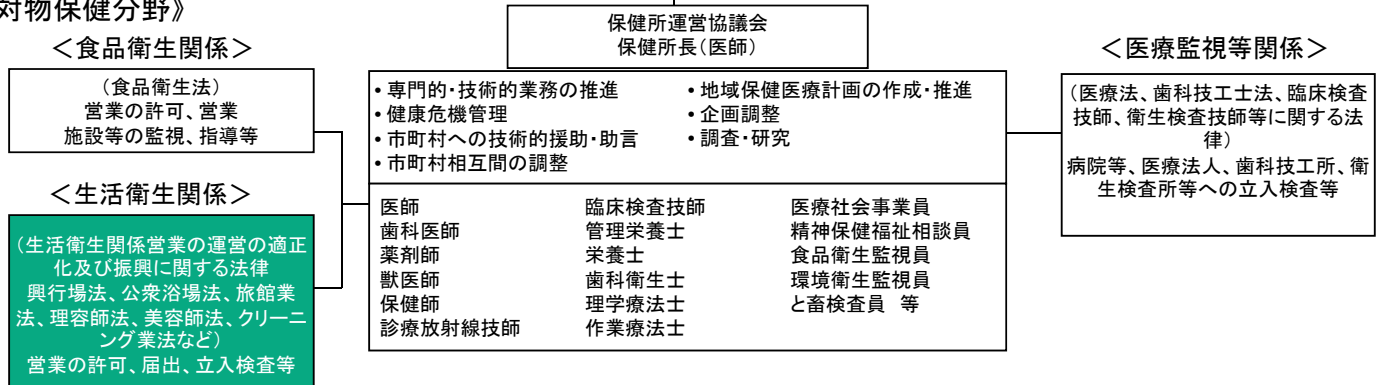
○保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。

また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》



《対物保健分野》



○なお、指定市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

生活衛生関係営業の適正な運営等について

理容業・美容業について

- 管理理容師・管理美容師指定講習事業WG
管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について、1月に報告書(案)の取りまとめ。
- 理容所・美容所に対する指導監督について
まつ毛エクステンション等理容・美容業務に関する無資格者による業務の取締り、衛生水準確保のための指導監督の徹底。

クリーニング業について

- クリーニング師研修等事業WG
クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について、1月に報告書(案)の取りまとめ。
クリーニング師研修及び業務従事者講習の受講促進。
- 引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における火災安全対策

旅館業について

- 旅館業法における構造設備基準の要件緩和について
規制改革及び特区の要望を踏まえ、旅館業における構造設備基準(面積要件、玄関帳場等)について、緩和の是非を検討し、5月頃を目途に検討結果をまとめる予定。
- 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の本人確認の徹底について
国籍及び旅券番号の宿泊者名簿への記載、旅券の写しの保存について、引き続き営業者等に対し周知。

○新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)

経済対策(「5. 日本を元気にする規制改革100」部分抜粋)

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

＜観光振興をはじめとした地域活性化＞

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期
17	町屋・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和	町屋や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度中に検討を開始し、本年特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に結論を得る。	平成22年度検討・平成23年度以降早期結論
18	農林漁家における「民宿」と「民泊」の区分の明確化	有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置

○構造改革特別区域の第18次提案等に対する政府の対応方針

(平成22年10月14日構造改革特別区域推進本部決定)

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	検討の概要	実施時期
933	田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和	旅館業法における客室面積等の規制緩和については、提案を踏まえ、客室の衛生確保、経営の安定等の観点も含めて検討し、結論を得る。	平成23年度中できるだけ早期に結論

○総合特区制度を念頭に置いた規制・制度改革

番号	事項名	検討の概要	実施時期
19	旅館業法に係る客室面積要件の適用除外(田舎暮らし交流体験民宿)	農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については旅館業法上客室面積要件が緩和されているが、地域に根ざした伝統工芸品の製造業者又は集落の活性化や空き部屋利用に取り組むNPO法人が小規模な民宿を開業する場合について、客室の衛生確保、経営の安定等の観点から要件の緩和の是非について検討を行う。	
20	町屋・古民家に関する旅館業法の規制緩和(最低客室数及び玄関帳場の設置義務等の緩和)	玄関帳場については既に特区として措置済みであるが、その条件の見直しについて検討するとともに、その他の構造設備基準について、客室の衛生確保、経営の安定等の観点から要件の緩和の是非について検討を行う。	

➡ 上記については、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において検討中。

生活衛生関係営業の振興指針の改定方針(案)

振興指針とは	厚生労働大臣が各生活衛生関係営業の振興に必要な事項について定める指針(生衛法第56条の2第1項)
振興計画とは	生活衛生同業組合が作成する組合員たる営業者の営業の振興に必要な事業(「振興事業」)に関する計画で、振興指針に適合するものとして厚生労働大臣が認定(生衛法第56条の3)
融資の支援	振興計画に基づく振興事業への低利融資(日本政策金融公庫融資枠1,200億円(平成23年度予算(案))) ・振興事業特定施設整備について基準金利マイナス0.9%(基準金利2.25%(平成23年1月17日現在)) ・各営業者が事業計画を作成した場合の融資制度を創設(平成23年度予算(案)) (例)設備資金:基準金利マイナス1.05%
税制の支援	共同利用施設に係る特別償却制度 〈活用例〉・クリーニング業における共同購入資材配送車輛 ・理容業における共同駐車場(予定) ・美容業における研修施設(予定)
振興計画 認定状況	575組合中515組合(認定率89.6%) ※いずれも平成22年4月1日現在 ・理容業、美容業、クリーニング業、旅館業 47組合中47組合(認定率100%) ・浴場業43組合中22組合(認定率51.2%) ・飲食店営業(一般飲食業)36組合中36組合(認定100%) ・食肉販売業44組合中44組合(認定率100%) ・氷雪販売業13組合中4組合(認定率30.1%)

振興指針の改定方針(案)

食肉販売業・氷雪販売業[平成23年2月1日の審議会で審議]、飲食店営業[平成23年度改定予定]

連続性の強化

- 前期目標の達成状況の評価を明記
- 関係営業の経営実態・問題点を明記

戦略性の強化

- 戦略性・メッセージ性の高い方針を簡潔に記述
- 衛生・経営課題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載

役割の明確化

- 実施主体や支援手法を具体的に記述
- 補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進

建築物の衛生対策について

建築物衛生法の適切な施行について

- 特定建築物維持管理権原者の把握
建築物の所有・管理形態が多様化しており、所有者と特定建築物維持管理権原者が異なる事例が報告された。
 - ① 特定建築物維持管理権原者について解釈を整理した。
 - ② 法施行規則を一部改正し、「特定建築物維持管理権原者」に係る事項を特定建築物の届出事項に追加した。
- 建築物における衛生水準の確保について
 - ・ 建築物環境衛生管理基準の適合率の改善。
 - ・ 立入検査等に基づく指導助言を通じた特定建築物維持管理権原者への指導。

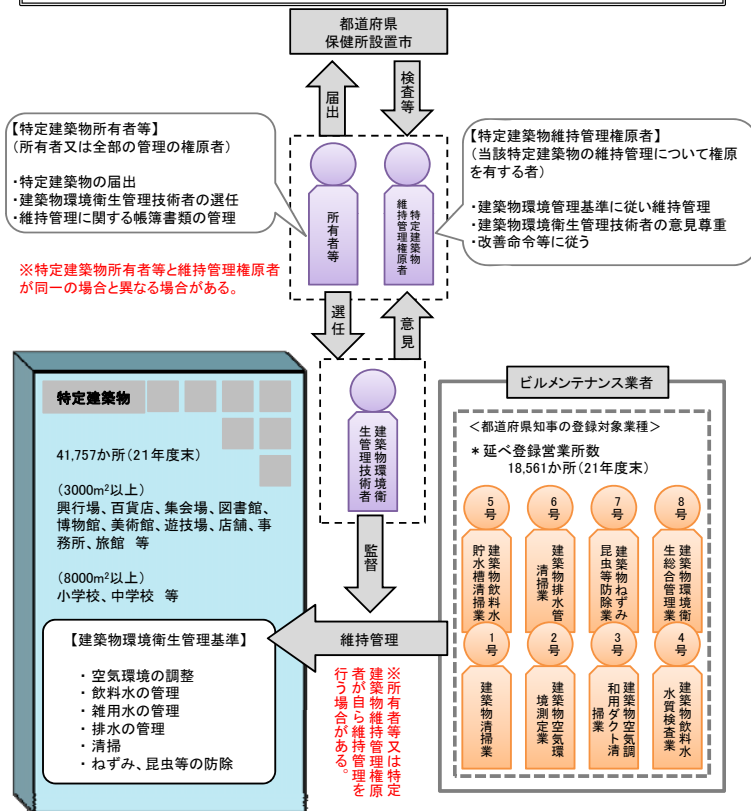
シックハウス対策について

- シックハウスの相談等の体制の充実化及び普及啓発の促進。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正について

(平成22年4月22日公布、10月1日施行)

【改正前】特定建築物についての届出事項

特定建築物の所有者または全部の管理の権原者(所有者等)は特定建築物について都道府県知事等への届出が義務づけられている。

<届出事項>

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在場所
- (3) 特定建築物の用途
- (4) 特定用途に供される部分の延べ面積
- (5) 特定建築物の構造設備の概要
- (6) 特定建築物の所有者等の氏名及び住所
(法人の場合は名称、事務所所在地及び代表者氏名)
- (7) 建築物環境衛生管理技術者の氏名等
- (8) 特定建築物の使用開始日

- 不動産の証券化等により建築物の所有及び管理の形態が多様化し、「所有者等」と「特定建築物維持管理権原者」が異なる事例が報告された。
- 「特定建築物維持管理権原者」に係る届出事項がない。
- 都道府県知事等において、届出や改善指導等の際に混乱する状況が見受けられた。

一層の衛生水準の向上を図るためには、特定建築物維持管理権原者を把握する必要がある。

省令改正

- ・届出事項に、特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所(法人の場合は、名称、事務所所在地及び代表者氏名)を追加した。
- ・届出の添付書類に、特定建築物維持管理権原者を証する書類を追加した。
- ・(経過措置)
既に届出されている特定建築物については、改正省令施行日(平成22年10月1日)から1年以内に追加した事項について届出ることとした。